

平成29年3月2日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号
モジュール株式会社
代表取締役 門村 研三

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月16日（木曜日）当社営業時間終了時である午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月17日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田
3. 目的事項
報告事項 第17期（平成27年4月1日から平成28年5月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第17期（平成27年4月1日から平成28年5月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 剰余金の処分の件
第4号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.modulat.com/>）において周知させていただきます。

法令及び定款第16条の規定に基づき、「計算書類の個別注記表」については、本招集ご通知の提供書面の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(提供書面)

事業報告

〔平成27年4月1日から
平成28年5月31日まで〕

当社は、平成27年6月18日開催の第16回定時株主総会の決議により、事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更いたしました。これにより、決算期の変更の経過期間となる当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14ヶ月間となっております。そのため、業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における日本の経済状況は、政府主導の経済対策や日銀による金融政策等を背景に、企業業績及び所得・雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとするアジア新興国等の経済成長の減速懸念などから、景気の見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業分野であるIT関連業界におきましては、IoTや人工知能等といった技術革新への注目や、企業収益の改善を背景に継続したシステム開発投資が堅調に推移する等、業界全体は緩やかながらも成長基調にあります。

このような経済環境の中、当社が主体としている「企業向けの小型コンピュータのアウトソース事業」を取巻く環境についても、引き続き緩やかに成長していくと判断しています。

これは「企業が本業への資源の集中に向かう中、本業ではないIT関連業務のスキルを社内に保有しないという考え方が増えつつある事」、「今後の労働力不足を補う為に今迄人手に頼っていた業務についてもよりITの活用が高まるであろう事」、「コンピュータ関連製品の価格が低下していく中で、各製品分野に特化したリーディングベンダーが現れ、その反動で企業の情報システムを包括的に管理していくニーズに対する供給が少ない事」、「技術革新が一定の段階を迎えた事により、革新的技術よりも安定的技術への投資効果が、ITの経営貢献度において相対的に高くなってきている事」が多く、多くの企業で認められ、給与計算や税務、法務といった旧来のアウトソース業務の枠を超えたアウトソースが活用されている為と考えております。

なお、昨今のスマートデバイスの台頭は当社が対応すべきマーケットの拡大であり、同時にPCの出荷台数の減少などはあくまでコンシューマー市場における傾向であり、このような状況により、当社が主体としている企業向けの安定的技術・利用技術が必要とされる可能性が拡大していると考えております。

このような環境の中、「増収増益の実現」「ビジネスモデルの拡大」「メンバーの強化」などに取り組んでまいりました。

当事業年度における当社の業績は、効率性向上の推進と適正なコスト構造を追求することで販管費等の費用増加が抑制されたものの、過年度決算訂正を行ったことに関連して多額の特別損失を計上することとなりました。

以上により、売上高1,987,675千円、営業利益190,560千円、経常利益171,998千円、当期純損失237,064千円を計上しました。

売上区分別の内訳については、以下のとおりであります。

売上区分	前事業年度（第16期）		当事業年度（第17期）		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前期比
	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（%）
ITサービス売上	1,197,331	61.5	1,488,809	74.9	—
商品売上	748,159	38.5	498,865	25.1	—
合計	1,945,491	100.0	1,987,675	100.0	—

ITサービス売上：保守サービス、維持管理サービス、障害対応サービス、システム構築サービス等の技術的サービス関連の売上
 商品売上：上記のITサービス売上に伴い必要なIT関連製品（ハードウェアやパッケージソフトウェア）の販売に関する売上

・ITサービス売上

当社の本業である「継続的ITサービス」の売上は、大手及び中堅の既存顧客のサービス拡大や新規顧客獲得等により順調に推移しました。「一時的ITサービス」の売上は、一部顧客において若干低調だったものの全体に堅調に推移しました。

その結果、「ITサービス」の売上高は、1,488,809千円となりました。

・商品売上

商品売上におきましては、一部顧客においては数多くの案件を頂いたものの、前事業年度の反動により低調に推移しました。

その結果、製品調達代行サービスの売上高は498,865千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、総額で157,784千円であり、その主なものはサービス提供用サーバ等の取得に伴う建設仮勘定40,801千円、サービス提供用ソフトウェア取得に伴うソフトウェア仮勘定111,000千円であります。なお、当該金額には、有形固定資産及び無形固定資産を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

① 当社は、長期大型サービス契約締結（約2,000,000千円／9年）に伴う固定資産取得を行うため、シンジケートローンにより900,000千円の借入れを行っております。

② 当社は、平成28年1月22日にOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行により、100,000株の新株式を発行し100,000千円の資金調達（1株当たり発行価格1,000円）を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第14期 平成25年3月期	第15期 平成26年3月期	第16期 平成27年3月期	第17期 平成28年5月期
売 上 高(千円)	1,793,640	1,906,519	1,945,491	1,987,675
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)(千円)	88,743	53,735	33,948	△ 237,064
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△)	64.77	39.22	25.37	△ 181.91
総 資 産(千円)	1,264,599	1,543,640	2,922,937	2,464,373
純 資 産(千円)	377,464	415,165	355,211	208,806
1株当たり純資産額(円)	275.52	303.04	275.49	147.83

- (注) 1. 第17期は、決算期変更により平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14ヶ月間となっております。
2. 記載金額は、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) 対処すべき課題

① 中長期的IT分野の展望の予測

当社は、今後の数年間で企業向けの小型コンピュータ分野は大きな変化が起こる可能性があるとの認識を有しており、これに基づいて中期展望を確立していく所存であります。

すなわち、現在は「インターネットがモバイルデバイスと融合して最終的普及段階に入る可能性」、「高速ワイアレス通信の拡大」、「IT資源及びデータのセンター側への集約を促進する新技術や新製品」、「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」などの新技術が個人的な利用を中心として開発、研究されていますが、当社は、これらの新しいIT技術が世の中で認識された後数年以内に、その利便性を認識した利用者によって、必ずビジネス分野にも適用範囲が広がるものと予測しております。特に「高速ワイアレス通信の拡大」や「燃料電池などに代表される新型動力による小型情報機器の超長時間使用の為の技術的方向性の確立」については、ワーキングスタイルの多様性や時と場所を問わないITの利用と云う意味において、ビジネス分野での先行利用も想定されています。

長期的成長を目指す当社としては、これらの動きを取り入れて長期的ビ

ビジネスの方向性を決定する必要があり、その為にIT分野の展望予測がより重要であると捉えております。尚、この予測を継続し、中期的事業展開を視野に入れてビジネスモデル強化に繋げてまいります。

また、これらの新技術の台頭により小型コンピュータ分野は益々多数の技術が氾濫し、その取りまとめ即ち当社が得意とする「利用技術」や「中立性」が重要性を増してくると予測され、これらを少人数の社内リソースに頼るリスクを敬遠し、組織的に専業で行っている当社のアウトソースサービスを利用する顧客は増加傾向にあります。

従って、当社のアウトソースサービスをより多くの顧客に提供する為の、認知度の向上や営業力の強化を継続し、ビジネスの拡大に努めてまいります。

② 主力サービスの標準化・パターン化

業務効率及び利益率の向上と新規契約迄の効率化の為に、現在の主力サービスであるITASサービスにおける提供サービスの標準化を継続してまいります。同時に今まで人手に頼っていたサービスを一部自動化し、効率向上とサービスレベルの向上の同時達成も目指していきます。これらにより多くの新規顧客の獲得が可能になり特定契約への依存度合いを平準化し、また将来のフランチャイズ及び代理店展開の基礎を築いていく所存であります。

なお、上記の提供サービスの標準化の努力につきましては、当社の事業の特徴は、顧客企業毎の情報システムに合わせたフレキシブルな対応であるものと認識しておりますので、それを損なわない範囲において行うものであります。当面ITASサービスにおける主要サービス項目を、可能な限り標準化することを目標として、業務効率等の向上を目指す所存であります。

③ 人材育成の強化

今後の中期的な競争力を支える為に、人材の育成は重要事項であると認識しております。長期的な人材の採用～育成を視野に入れて、来期はレイヤー毎の育成メソッドを開始します。

④ その他の課題

上記以外にも以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

1. 会計監査／業務監査の強化による社会的公正さの更なる追求
2. 企業の社会的責任（CSR）へのコミット
3. 社員の多様化する価値観への対応
4. 社員の就業不能時の損失をカバーするための施策

(10) 主要な事業内容（平成28年5月31日現在）

- 小型コンピュータ分野の企業向けアフターサービス事業
小型コンピュータ（PCサーバー、PC、携帯端末）の保守、運用、管理、利用者支援、障害予防、評価などを企業内の情報システム部門より委託を受け、代行する事業
- 小型コンピュータ分野の企業向けCIOアウトソースサービス事業
- 上記に伴う、情報システムの構築マネジメントサービス、調達代行サービス

(11) 主要な営業所及び事業所（平成28年5月31日現在）

本社	：東京都港区
フロントオフィス、テクニカルセンター	：東京都港区
インターネットサービスセンター（＊）	：東京都中央区
ITロングライフセンター（＊）	：東京都中央区
データリカバリーセンター（＊）	：長野県伊那市
セキュリティサイクルセンター（＊）	：東京都大田区
ソフトウェア開発センター（＊）	：東京都中央区及び港区
ニアショア開発センター（＊）	：愛媛県西予市

＊印の施設は専門会社に業務委託をしております。

(12) 使用人の状況（平成28年5月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	7名増	34.9歳	4年7ヶ月

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成28年5月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	900,000千円
株式会社りそな銀行	166,680千円
株式会社東日本銀行	128,600千円
株式会社みずほ銀行	124,986千円
株式会社日本政策金融公庫	63,060千円
株式会社商工組合中央金庫	34,400千円
株式会社横浜銀行	11,800千円

(注) シンジケートローンは、株式会社横浜銀行を主幹事とする計3行からの協調融資によるものであります。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、東京証券取引所・JASDAQ市場に上場しておりましたが、平成28年11月1日付で上場廃止になっております。

2. 株式に関する事項（平成28年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,470,000株（自己株式97,500株を含む）
- (3) 株 主 数 774名（前事業年度末比103名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 村 明	453,300株	33.03%
0 a k キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	96,800株	7.05%
楽 天 証 券 株 式 会 社	67,000株	4.88%
佐 伯 達 之	60,000株	4.37%
根 本 昌 明	44,600株	3.25%
飯 塚 麻 実	40,000株	2.91%
齊 藤 充 弘	36,200株	2.64%
木 原 和 彦	30,000株	2.19%
菅 原 敏 彦	30,000株	2.19%
高 松 忠 行	30,000株	2.19%

- (注) 1. 当社は、自己株式を97,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年1月22日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数は100,000株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

平成26年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権

- ・ 新株予約権の数
1,500個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
150,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり 3,100円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
1個当たり 83,300円（1株当たり833円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月1日から平成36年3月31日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される当期純利益が1.4億円を超過した場合に、当該利益水準を最初に超過した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、行使期間の末日まで行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取

締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	5,000株	1名

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
特記すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

平成28年1月6日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 200,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり670円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	1 株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成28年1月22日から平成31年1月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権発行による調達額 : 1,340千円 新株予約権行使による調達額 : 200,000千円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
割当先	Oakキャピタル株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
取締役会長	古澤 龍郎	
代表取締役	松村 明	
取締役	西尾 いづみ	弁護士、東京ブライト法律事務所
取締役	岩城 哲哉	株式会社ユニテッドアローズ相談役
常勤監査役	新保 正義	
監査役	山田 義範	
監査役	貝沼 彩	公認会計士、税理士法人みなと東京会計代表社員、ミャンマービジネスクリエイティブ合同会社代表社員

- (注) 1. 取締役 西尾 いづみ氏及び取締役 岩城 哲哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山田 義範氏及び監査役 貝沼 彩氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 西尾 いづみ氏、取締役 岩城 哲哉氏、監査役 山田 義範氏、及び監査役 貝沼 彩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 山田 義範氏は、都市銀行支店長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 貝沼 彩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 監査役 近 暁氏は、平成27年4月30日付で辞任により退任いたしました。
- ② 補欠監査役 新保 正義氏は、平成27年4月30日付で監査役に就任いたしました。また、同氏は平成27年5月20日開催の監査役会決議により常勤監査役に選定されました。
- ③ 平成27年6月18日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、監査役 河邊 義正氏は辞任により退任いたしました。
7. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職状況は次のとおりであります。
- 取締役会長 古澤 龍郎氏は、平成28年3月31日までソリューション・ラボ・横浜株式会社顧問を務めていました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	46,266千円 (1,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	7,940千円 (4,300千円)
合 計	9名	54,206千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内(うち、社外取締役分は30,000千円以内)で、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 監査役報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会において年額13,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役報酬等の額には、当事業年度中に退任した社外監査役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 西尾 いづみ氏は、東京ブライト法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と兼職先である東京ブライト法律事務所との間には、重要な取引関係はありません。
- ・取締役 岩城 哲哉氏は、株式会社ユナイテッドアローズ相談役を兼務しております。当社と兼職先である株式会社ユナイテッドアローズとの間には、重要な取引関係はありません。
- ・監査役 山田 義範氏については、該当事項はありません。
- ・監査役 貝沼 彩氏は、税理士法人みなと東京会計代表社員及びマンマービジネスクリエイト合同会社代表社員を兼務しております。当社と兼職先である税理士法人みなと東京会計及びマンマービジネスクリエイト合同会社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	西 尾 いづみ	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	岩 城 哲 哉	当事業年度開催の取締役会13回のうち9回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 田 義 範	当事業年度開催の取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、都市銀行支店長の経験と知識を生かして、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	貝 沼 彩	平成27年6月18日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査役会の議案・審議などにつき、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

アスカ監査法人

公認会計士 上野宜春（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、平成28年7月22日付で辞任いたしました。それに伴い、平成28年11月16日開催の監査役会において公認会計士 上野 宜春氏を一時会計監査人として選任し、同氏が就任いたしました。

(2) 報 酬 等 の 額

		報酬等の額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	アスカ監査法人	14,000千円
	公認会計士 上野宜春	10,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額		24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法、公認会計士法、金融商品取引法等の法令に違反又は抵触した場合、及び、その他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め、法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、公益通報者保護規則を定め、法令遵守上疑義のある行為等について社内担当者または社外の弁護士に相談、報告を行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、法令・社内ルール（文書管理規則）に基づき、文書等の保存を行う。また、情報セキュリティ管理規程を定め、情報の管理を行うものとする。

② 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）及びその他の重要な情報を、法令及び社内ルールに従って適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、組織規則、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役及び監査役会の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。
- ② 配置される従業員の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事考課、人事異動・懲戒等については監査役会の同意を得た上で決定する。
- ③ 監査役スタッフは、監査役に係る業務を優先して従事する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当と緊密な連携をとり、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

また、監査役は、代表取締役、内部監査担当、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理するものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (1) 役員及びIR担当マネージャーを対象にコンプライアンス・ガバナンスについて年1回～2回の研修を義務付け、実施しています。また、全従業員向けに定期的なコンプライアンスに関する研修、また、職種別の定例会議における情報セキュリティ教育を実施し、コンプライアンスに関する知識及び意識の向上を図っております。これらの教育・研修の実施状況については、取締役会に報告されています。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、社内ルールに則り適正に保存し、管理しております。
 - (3) 当事業年度において、取締役会は13回開催しており、職務権限規程に則り該当する業務執行上の重要事項を決議すると共に、取締役の職務の執行を監督しております。
 - (4) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく財務、経理業務のルールを定めると共に、財務報告に係る内部統制のプロジェクトメンバーが月に1回ミーティングを行い、内部統制の体制整備及び有効性の向上を図っております。
 - (5) 内部監査担当が月に1回、部門ごとに内部監査を実施し、課題点の把握、改善の指示、改善報告を提出させ、常に改善を図っております。内部監査の状況は、取締役会へ報告されています。
 - (6) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門との定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- (注) 本事業報告に記載する金額につきましては、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,129,276	流 動 負 債	1,174,490
現金及び預金	613,088	買掛金	51,037
売掛金	132,520	1年内返済予定の長期借入金	379,852
商品	7,784	未払金	78,541
仕掛品	722	未払消費税等	33,004
リース投資資産	80,035	繰延税金負債	1,004
前払費用	70,306	前受金	392,454
仮払金	347,524	預り金	9,487
その他	25,100	課徴金引当金	19,560
貸倒引当金	△ 147,805	損害補償損失引当金	205,000
固 定 資 産	1,335,096	その他	4,547
有 形 固 定 資 産	301,214	固 定 負 債	1,081,077
建物	11,047	長期借入金	1,049,674
工具、器具及び備品	61,963	繰延税金負債	18,703
賃貸用資産	754,990	その他	12,700
建設仮勘定	151,298	負 債 合 計	2,255,567
減価償却累計額	△ 678,083	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	759,367	株 主 資 本	160,993
ソフトウェア	16,838	資本金	304,219
賃貸用資産	61,597	資本剰余金	81,558
ソフトウェア仮勘定	680,930	資本準備金	81,558
投資その他の資産	274,515	利益剰余金	△ 130,795
投資有価証券	186,559	利益準備金	9,361
出資金	10	その他利益剰余金	△ 140,156
長期前払費用	32,936	繰越利益剰余金	△ 140,156
敷金	20,406	自己株式	△ 93,990
差入保証金	23,503	評価・換算差額等	41,903
保険積立金	11,099	その他有価証券評価差額金	41,903
資 産 合 計	2,464,373	新株予約権	5,909
		純 資 産 合 計	208,806
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,464,373

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から
平成28年5月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,987,675
売 上 原 価		1,415,095
売 上 総 利 益		572,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		382,019
営 業 利 益		190,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,067	
受 取 配 当 金	519	
受 取 手 数 料	4,480	
債 権 受 贈 益	3,240	
そ の 他	2,283	13,590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,690	
支 払 手 数 料	2,166	
株 式 交 付 費	3,069	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	6,012	
そ の 他	214	32,152
経 常 利 益		171,998
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	80	80
特 別 損 失		
障 害 対 応 損 失	28,300	
課 徴 金 引 当 金 繰 入 額	19,560	
不 適 切 取 引 損 失	19,440	
損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	205,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	113,220	385,520
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 213,440
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,855	
法 人 税 等 調 整 額	9,767	23,623
当 期 純 損 失 (△)		△ 237,064

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年5月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成27年4月1日 残高	254,219	31,558	31,558	6,816	239,305	246,121	△ 93,990	437,910
誤謬訂正による 累積的影響額					△114,402	△114,402		△114,402
誤謬訂正後 平成27年4月1日 残高	254,219	31,558	31,558	6,816	124,902	131,718	△ 93,990	323,507
事業年度中の変動額								
新株の発行	50,000	50,000	50,000					100,000
剰余金の配当				2,545	△ 27,995	△ 25,450		△ 25,450
当期純損失					△237,064	△237,064		△237,064
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	50,000	50,000	50,000	2,545	△265,059	△262,514	—	△162,514
平成28年5月31日 残高	304,219	81,558	81,558	9,361	△140,156	△130,795	△ 93,990	160,993

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
平成27年4月1日 残高	27,053	27,053	4,650	469,614
誤謬訂正による 累積的影響額				△114,402
誤謬訂正後 平成27年4月1日 残高	27,053	27,053	4,650	355,211
事業年度中の変動額				
新株の発行				100,000
剰余金の配当				△ 25,450
当期純損失				△237,064
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	14,849	14,849	1,259	16,109
事業年度中の変動額合計	14,849	14,849	1,259	△146,404
平成28年5月31日 残高	41,903	41,903	5,909	208,806

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ①一時会計監査人公認会計士 上野 宜春より、監査報告書の提出を受けておりませんので、意見表明を差し控えます。
- ②一時会計監査人公認会計士 上野 宜春の当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについて、監査報告書の提出を受けておりませんので、意見表明を差し控えます。

平成28年12月21日

モジュール株式会社 監査役会

常勤監査役 星 野 智 之 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 森 伸 元 ⑩

社外監査役 植 木 悠 介 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第17期（平成27年4月1日から平成28年5月31日まで）計算書類承認の件

当社の計算書類に係る会計監査手続の一部につきまして、一時会計監査人の監査を受けておりません。このため、会社法第438条第2項に基づき、本総会の議案として提案させていただくものであります。

なお、取締役会といたしましては第17期の計算書類が法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、資本金からの填補によって繰越欠損金を一掃し、財務体質の健全化を図ると共に、早期復配体制の実現を目指すことを目的とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額304,219,900円のうち140,156,412円を減少し、資本金の額を164,063,488円といたしたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、減少する資本金の額140,156,412円の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

平成29年4月24日

第3号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第2号議案による資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金140,156,412円を全額繰越利益剰余金に振り替え、損失の処理を行うものであります。

なお、本議案に係る剰余金の処分は第2号議案に係る資本金の額の減少が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 剰余金処分の内容

- (1) 減少する剰余金の項目及び金額
その他資本剰余金 140,156,412円
- (2) 増加する剰余金の項目及び金額
繰越利益剰余金 140,156,412円
- (3) 剰余金の処分の効力発生日
平成29年4月24日

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスの観点から、監査役会及び会計監査人が重要な機関であることを認識しております。一方、当社の事業を成長させるために機動的な経営が求められます。このため、当社の会社規模を勘案し、監査役会及び会計監査人を廃止し、社外取締役及び監査役による監視機能にて、執行部の牽制を働かせていく所存であります。本件については、平成29年1月18日開催の監査役会にて承認を頂いております。また、当社の状況に応じて株主名簿管理人の設置について選択できるよう変更するものであります。

また、条文の削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会、および会計監査人</u> を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会および <u>監査役</u> を置く。
第5条～第10条 (条文記載省略)	第5条～第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く <u>ことができる</u> 。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 監査役
(常勤監査役) 第29条 <u>監査役会</u> は、その <u>決議</u> により常勤監査役若干名を選定する。	(常勤監査役) 第29条 監査役は、その <u>互選</u> により常勤監査役若干名を選定する。
(監査役会の招集) 第30条 <u>監査役会</u> は、各監査役がこれを <u>招集する</u> 。	(削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この機関を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p>③ <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p>(損害賠償責任の一部免除) 第32条 (条文記載省略)</p>	(損害賠償責任の一部免除) 第30条 (現行どおり)
<p>第7章 <u>会計監査人</u></p>	(削 除)
<p>(選任) 第33条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p>(任期) 第34条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	(削 除)
<p>第8章 計算 第35条～第37条 (条文記載省略)</p>	第7章 計算 第31条～第33条 (現行どおり)

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階
ベルサール三田
現地連絡先：03-3451-6021



■交通：

- 「三田駅」A1出口徒歩6分（三田線・浅草線）
- 「泉岳寺駅」A3出口徒歩6分（浅草線・京浜急行線）
- 「田町駅」三田口徒歩8分（JR線）

